

平成31(2019)年度  
川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人  
(第3次募集)

募集要項

平成32(2020)年4月開所予定分

【募集期間】

- ◆募集開始日 平成31(2019)年4月1日(月)
- ◆意向表明締切期日 平成31(2019)年5月10日(金)
- ◆応募書類最終提出締切日 平成31(2019)年5月23日(木)

【募集内容】

- ◆民間認可保育所
  - ・民間事業者活用型(定員30人以上)
- ◆小規模保育事業所 ※要相談
  - ・既存建築物改修型(定員15人~19人)

平成31(2019)年4月

川崎市子ども未来局子育て推進部保育所整備課

# 目 次

## 川崎市の募集に関する主なポイント

### **I 募集内容**

1 募集区分	1
2 整備指定地域	2
3 開所時期	2
4 応募資格等	3

### **II 施設整備等の条件**

1 施設整備スケジュール	6
2 保育所等（建物）に関する要件	6
3 保育所等（設備）に関する要件	7
4 その他整備計画に関する要件	9
5 整備費及び補助金	10

### **III 運営の条件**

1 保育所等の運営体制	14
2 保育の運営	15
3 職員配置に関する要件	18
（1）民間認可保育所	18
（2）小規模保育事業所	22

### **IV 応募から選定について**

1 募集スケジュール	24
2 事前相談手続	24
3 応募手続	25
4 審査手続	26
5 選定結果等	28

【申込書類提出一覧】	29
------------	----

# ◆◆◆ 川崎市の募集に関する主なポイント ◆◆◆

## 1 開所後賃借料の補助について

川崎市では近年、主要駅周辺における市街地整備が進む中、人口流入や地価高騰等の影響により建物賃借料が上昇しています。このような状況の中、本市では保育ニーズが高い主要駅周辺での新規整備を促進するとともに、保育所運営法人の賃借料負担の軽減を図るため、認可保育所の運営における建物賃借料については、これまでと同様、**期間制限なく補助を実施**します。

補助基準額	地域	定員 60人以上	定員 30人以上 60人未満
	鹿島田駅、新川崎駅、武蔵小杉駅、新丸子駅、元住吉駅、武蔵溝ノ口駅、溝の口駅、高津駅、梶が谷駅、登戸駅、向ヶ丘遊園駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 2,200円	月額 541,500円
	川崎大師駅、鈴木町駅、港町駅、京急川崎駅、川崎駅、川崎新町駅、小田栄駅、尻手駅、矢向駅、平間駅、向河原駅、武蔵中原駅、武蔵新城駅、二子新地駅、宮崎台駅、宮前平駅、鷺沼駅、津田山駅、宿河原駅、稲田堤駅、京王稲田堤駅、生田駅、読売ランド前駅、百合ヶ丘駅、新百合ヶ丘駅、柿生駅、栗平駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 1,600円	月額 511,500円
	産業道路駅、東門前駅、八丁畷駅、久地駅、中野島駅、五月台駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 1,300円	月額 451,500円
最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所			

※上記金額は公定価格分を含みます。

## 2 保育士確保等に向けた支援策の充実について

保育所等の新規開設にあたっては、保育士の確保が重要な課題となっています。川崎市では、次のとおり法人の保育士確保に向けた支援事業を充実させていますので、ぜひ御活用ください。

### (1) 保育士宿舎借り上げ支援事業について

保育士の就業継続や離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的に、保育所運営法人が**保育士の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部について補助**しています（※補助基準上限額：1人（一戸）当たり月額82,000円）。詳細については、市HP「[川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱](http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096426.html)」を御参照ください。

[【http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096426.html】](http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096426.html)

### (2) 処遇改善等加算Ⅱの補完について

川崎市では市処遇改善等加算Ⅱを実施し、公定価格における処遇改善等加算Ⅱに

において、経験年数7年以上の職員が施設の1/3、3～6年の職員が1/5を超えて在籍する場合に、**3～6年の職員については、最低5千円を保障し、7年以上の職員については4万円の改善対象者を除いた残りの職員に関し、最低2万円を保障しています。**（公定価格上の人数制限が見直されるまでの時限措置であり、対象施設には要件があります。）

### （3）就職相談会等による支援策について

かながわ保育士・保育所支援センターや各保育士養成施設等と連携し、**本市主催の就職相談会を年に複数回（平成31（2019）年度15回予定）行っています。**開催にあたっては、**市内の各地域の拠点施設や大学等の構内など幅広いエリアで行い、保育所運営法人が多様な求職者とマッチングできるよう支援しています。**また、保育所運営法人が実際に運営する施設を直接PRできるよう、保育所見学バスツアーや求職者が保育所等を実際に訪れて保育体験を行う事業も実施しています。さらに、このほかにも、保育士修学資金貸付や潜在保育士就職準備金の貸付補助を行い、保育士の就職と職場への定着を促進しております。詳細については、市HP「**保育士修学資金貸付について**」及び「**保育士就職準備金貸付について**」を御参照ください。  
【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000083428.html>】  
【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000085419.html>】

### （4）多様な担い手の活用について

本市では、昨今の保育士確保が困難な状況に鑑み、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を改正し、**当面の間、保育士配置要件の緩和を行っております。**本要件緩和については、保育士の配置を原則としながらも、**一定の範囲内で、幼稚園教諭や小学校教諭、子育て支援員研修を修了した者等の配置に代えることができるものです。**詳細については、運営の条件並びに市条例及び要綱を御参照ください。

### （5）保育士等の子どもの優先的な保育所利用調整について

本市では、一定条件を満たす方（市内在住で保育士等の資格を有し、市内保育所等に2年以上就労する方等）の子どもに対して、保育所等入所選考において、一定の配慮を行っております。詳細については、市HP「**保育士等の子どもの保育所等入所選考（利用調整）上の一定の配慮について**」を御参照ください。  
【<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000095869.html>】

## 3 定員を超えた受入れの促進について

本市では、待機児童の解消を図るため、各保育所等において、年齢別の職員配置基準や居室等の面積基準の範囲内で、1人でも多くの受入れ（定員を超えた受入れ）をお願いしております。現在、保育士の負担軽減に向けた支援策として、**国の保育補助者雇上強化事業を活用した「定員超過補助者雇上費補助」を実施しております**

ので、積極的に御活用ください。詳細については、市HP「[川崎市民間保育所定員超過補助者雇上費補助金交付要綱](http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096425.html)」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/450/0000096425.html>】

#### 4 『年度限定型』保育事業の実施について

開設初年度の認可保育所においては、4～5歳児の受入れが定員数に満たない場合があります。川崎市では、このような認可保育所の4～5歳児室に生じた空きスペースと保育士を活用し、入所保留となった1～2歳児を対象に1年間限定で受入を行う『年度限定型』保育事業を、平成29年度から実施し、平成31（2019）年度においては市内11か所の保育所において合計71人を受け入れる予定です。平成32（2020）年度以降の実施については現在未定ですが、応募にあたっては、柔軟な対応が可能となるよう御協力ください。

#### 5 木材の積極的な活用について

本市では「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」における「国産木材の使用」や「新改築の場合の単位面積あたりの木材使用量（建物用途に応じて0.005～0.01（m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）」等の具体的目標に基づき、木材の積極的な木造木質化を図ることを目指しています。川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人による保育所整備では、天井・壁・床等の内装には木質化を御検討いただき、取り組んでいただきますようお願いいたします。詳細については、市HP「[公共建築物等における木材利用促進の取組](http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000061473.html)」を御参照ください。

【<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000061473.html>】

# I 募集内容

## 1 募集区分

### (1) 民間認可保育所

児童福祉法第35条第4項及び第39条第1項に規定する保育所で、次のとおり設置・運営する法人を募集します。

#### ア 整備手法等

本事業の募集における民間認可保育所の整備手法等は次のとおりとします。

整備手法	定員	職員配置
賃貸物件を自ら確保し、賃貸建物の内部を改修することにより、認可保育所を整備するもの（※改修費等の施設整備費については、川崎市から補助します。）	30人以上	通常保育における職員配置は、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

#### イ 受入年齢

受入年齢は、生後5か月から5歳児までとします。

※1歳児からの受入れ（0歳児の受入れなし）についても応募可能です。

### (2) 小規模保育事業所【※要相談。ただし、小規模保育事業A型に限る。】

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設で、次のとおり設置・運営する法人を募集します。

近年、市内各区において、連携施設（認可保育所等）による3歳児以降の卒園後の受入れが厳しい状況が続いています。そのため、今回の募集においては、原則として、次の（ア）～（ウ）のいずれかの条件を満たすこととします。

- （ア） 民間認可保育所と併せて応募し、3歳児の受入れを当該応募する民間認可保育所で実施することが可能となる場合
- （イ） 市内で同一法人又は系列法人により認可保育所を運営し、当該保育所において、各歳児の受入れを減らすことなく、3歳児の受入れが可能となる場合（保育室面積に余裕があるか、増築等の改修工事により保育室を拡充できる場合とします。ただし、当該工事による本市からの補助金は発生しません。）
- （ウ） 市内で幼稚園又は認定こども園を運営している法人で、3歳児の受入れを現に運営している幼稚園又は認定こども園での受入れが可能となる場合（既存施設における面積の余裕があるか、増築等の改修工事により保育室面積を拡充できる場合とします。ただし、当該工事による本市からの補助金は発生しません。）

※（ア）～（ウ）については、いずれも整備指定地域に該当し、3歳児からの受入可能な施設が、応募する整備物件から徒歩圏内にあることとします。また、応募法人が個別で受入先を交渉等行うことは認めないこととします。

## ア 整備手法等

前記確認の上、募集する小規模保育事業所の整備手法等は次のとおりとします。

整備手法	定員	職員配置
賃貸物件を自ら確保し、賃貸建物の内部を改修することにより、小規模保育事業所（A型）を整備するもの（※改修費等の施設整備費については、川崎市から補助します。）。	15人～19人 （※国の制度の弾力化により、22人まで超過受入れを可とする。）	通常保育における職員配置は、「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」及び「川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱」によること。

## イ 受入年齢

受入年齢は、生後5か月から2歳児までとします。

## 2 整備指定地域

本募集における民間認可保育所及び小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の整備地域は次のとおりとします。

- ※ 下記の整備指定地域外であっても、交通の利便性が高い整備物件や認可基準の地上園庭を確保することが可能な整備物件などは応募可能となる場合もあるため、別途御相談ください。
- ※ 同一の整備指定地域において、複数選考する場合があります。
- ※ 下記の地域は、今後の保育需要を保証するものではありません。

整備指定地域	
川崎区	・ J R川崎駅から概ね 1.5 km圏内 ・ 京急川崎駅、港町駅から概ね 1.5 km圏内 ・ 京急鈴木町駅から東門前駅までの各駅から概ね 1km 圏内
幸区	・ J R川崎駅から概ね 1.5 km圏内 ・ J R 矢向駅から平間駅までの各駅から概ね 1 km圏内 ・ J R 新川崎駅から概ね 1 km圏内
中原区	・ J R 武蔵小杉駅から武蔵新城駅までの各駅から概ね 1 km圏内 ・ 東急元住吉駅、武蔵小杉駅から概ね 1 km圏内
高津区	・ J R 武蔵溝ノ口駅から概ね 1 km圏内 ・ 東急高津駅、溝の口駅から概ね 1 km圏内
宮前区	・ 東急宮崎台駅、鷺沼駅までの各駅から概ね 1 km圏内
多摩区	・ J R 宿河原駅、登戸駅から概ね 1 km圏内 ・ J R 稲田堤駅から西側概ね 1 km圏内 ・ 小田急登戸駅から生田駅までの各駅から概ね 1 km圏内
麻生区	・ 小田急百合ヶ丘駅から柿生駅までの各駅から概ね 1 km圏内

## 3 開所時期

開所時期は、平成32(2020)年4月1日（厳守）とします。

## 4 応募資格等

### (1) 応募可能な法人

本事業に応募可能な法人は、認可保育所については、「保育所設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）、小規模保育事業所については、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の審査基準を満たす法人で、次のア～カのいずれかに該当する法人とします。

- ア 社会福祉法第22条の規定により認可を受けた社会福祉法人であること。
- イ 児童福祉法第35条第4項により認可を受けた保育所を運営している法人であること。
- ウ 児童福祉法第34条の15第2項により認可を受けた家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業A型又はB型を運営している法人であること。ただし、その他家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業C型、家庭的保育事業又は事業所内保育事業のみを運営する法人は、平成31(2019)年4月1日時点において2年以上運営していること。
- エ 平成31(2019)年4月1日時点において、認可外保育施設を3年以上運営している法人であること。
- オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項により認可を受けた幼保連携型認定こども園を運営している法人であること。
- カ 学校教育法第1条による幼稚園を運営している法人であること。

### (2) 欠格事項

ただし、上記の法人のうち、団体又はその役員等が次のア～オのいずれかに該当する場合は、応募することができませんので御注意ください。

- ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- イ 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱における指名停止措置を受けている者
- ウ 川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしている者
- オ 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、排除措置の対象者とされている者



**【参考】排除措置の対象となる場合**

- 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

**（3）応募条件**

本事業に応募をする場合は、次の全ての条件を遵守してください。遵守されていない項目がある場合、応募できないことがあります。

**ア 資金計画**

保育所等を安定的・継続的に運営するためには、良好な財政基盤を有している必要があります。応募にあたっては、次の要件を遵守してください。

- (ア) 事業を行う自己資金、運転資金が確保されていること。
- (イ) 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。
- (ウ) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (エ) 社会福祉法人以外の法人が保育所等を設置する場合は、特に次の条件を遵守すること。（※この他にも満たす必要のある多くの基準・条件等があります。厚生労働省各種関係通知を確認してください。）
  - a 保育所等の年間事業費の1/2分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
  - b 不動産の貸与を受けて保育所等を設置する場合は、別途、①当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と、②1,000万円（1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所等が安定的に運営可能と市が認めた額の合計額の資金を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
  - c 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していないこと。

**イ 整備物件の権利形態**

保育所等の整備にあたっては、設置・運営法人が建物等を賃借し、原則として賃借権を設定し、かつ、これを登記することが必要です。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、賃借権の登記を行わないことができます。

- (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- (イ) 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通法人等の信用力の高い主体である場合

**ウ 保育所等の整備条件**

後述の「Ⅱ 施設整備等の条件」(6ページ)を参照してください。

**エ 保育所等の運営条件**

後述の「Ⅲ 運営の条件」(14ページ)を参照してください。

## Ⅱ 施設整備等の条件

応募にあたっては、次の保育所等の整備に関する条件を必ず満たしてください。なお、小規模保育事業所に関する条件等についても記載していますが、今回の募集では要相談案件となりますので、御注意ください。

### 1 施設整備スケジュール

#### (1) 開所時期

平成32(2020)年4月1日開所を厳守とします。平成32(2020)年3月末までに工事が完了しない場合や平成32(2020)年4月1日開所ができない場合は、原則として施設整備費等の補助対象外となります。

#### (2) スケジュール

上記の開所時期に向けた準備期間を十分に設けるため、平成32(2020)年2月末までに施設整備を完了させるよう努めるとともに、建設工事の進捗状況については、定期的に市に報告を行い、運営開始前には安全確認を十分に行ってください。(スケジュール上支障がないことが確認できるような工程表を提出していただきます。)

時 期	整 備 内 容
平成32(2020)年2月末まで	設置運営法人による対象施設・設備の整備完了
平成32(2020)年3月末まで	開設準備等
平成32(2020)年4月1日	保育所等運営開始

### 2 保育所等(建物)に関する要件

保育所等として整備を予定する建物の構造・設備等については、次の要件を満たしてください。

(1) 建物の構造、設備等については、次の関係法令を遵守してください。

- ア 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第56号)又は川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年条例第35号)
- イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ウ 消防法(昭和23年法律第186号)
- エ 川崎市建築基準条例(昭和35年条例第20号)
- オ 川崎市福祉のまちづくり条例(平成9年条例第36号)
- カ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- キ その他関係法令(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等)

(2) 上記の関係法令等を遵守するほか、市との協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めてください。

- (3) 新施設において、シックハウス対策等、利用者等の健康及び安全に十分に配慮してください。また、使用する建材や建具については、シックハウスとなる恐れがある原因物質（ホルムアルデヒド等）を極力発散しないものを選定するように努め、施設の供用開始までに室内空气中化学物質の濃度測定を実施し、その結果、厚生労働省が示す濃度指針値以下であることを確認してください。
- (4) 既存の建物を改修して保育所等を整備する場合は、特に次の事項を遵守してください。
- ア 当該建物（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づいて設計及び建築された建物を除く。）が、耐震診断報告書や耐震補強工事実施等により耐震性を有すると認められること。
- イ 当該建物が、建築確認済証及び検査済証の交付を受けていること。ただし、交付を受けていない場合であっても、別途検査等により建物の適法性が認められる場合はこの限りではありません。
- ウ 床面積100㎡以上の保育所等を整備する場合は、建築基準法に基づき特殊建築物（保育所等）への用途変更を行い、建築確認済証の交付を受けること。

### 3 保育所等（設備）に関する要件

#### (1) 基準設備

整備にあたっては、次の要件を満たす設備等を必ず設置してください。ただし、各室記載の面積基準については、収納スペースや手洗い器等の設備部分を除いた有効面積（壁内法面積）によるものとします。

設 備 等	要 件
乳児室又はほふく室	0、1歳児1人当たり3.3㎡以上とすること。
保育室又は屋内遊戯室	2歳以上児1人当たり1.98㎡以上とする。また、保育に必要な遊具を備えること。
医務室	静養できる機能を有すること（事務室等との兼用も可）。また、必要な医薬品等を常備すること。
調理室又は調理設備	定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	定員に見合う設備及び面積を有していること。
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき3.3㎡以上とすること。（市長が特に認めた場合は、付近の公園、広場、寺社境内等にて代替することも可。ただし、この場合でもプール遊び等のできる場所を別途確保すること。）

#### (2) 各設備の要件

各設備の整備にあたっては、次の点についても遵守してください。

##### ア 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室

- (ア) 各室内または各室入口付近の廊下に、児童用の手洗い場を設置すること。
- (イ) 豊富な種類の遊具及び絵本の配備に努めること。

## イ 医務室

ベッドやカーテン等の設置により静養できる機能の確保に努めること。

## ウ 調理室

- (ア) 安全衛生面に配慮すること。
- (イ) 特に保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室とほかの区画とを特定防火設備で区画すること。
- (ウ) 食材等の搬入経路について、専用の出入口を設置するなど、保育の動線と重複しないように配慮すること。
- (エ) 別途、前室、調理員専用便所の設置に努めること。
- (オ) 設計の計画段階（基本設計）において、各区役所衛生課に事前相談すること。

## エ 便所

- (ア) 専用の手洗い場を設けること。
- (イ) 便器（児童用）の設置数は2以上とし、2歳児以上の児童の定員数に見合う数とすること。
- (ウ) 便器（児童用）の仕様は、児童が安全かつ快適に使用できるものとし、手すりや目隠し等の設置についても配慮すること。

## オ 屋外遊戯場

屋外遊戯場の整備にあたっては、認可基準を満たした保育所専用の地上園庭を確保するよう努めてください。なお、上記屋外遊戯場を確保できない場合は、次の（ア）又は（イ）の基本方針を満たした屋外遊戯場を確保してください。

### （ア）屋外遊戯場を屋上に設置する場合の基本方針

耐火建築物においては屋上を利用できることに伴い、屋上を屋外遊戯場として利用することができます。ただし、この場合については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号の規定によるほか、次の各号に掲げる条件を遵守することとします。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</li><li>b 屋外遊戯場として、便所、水飲み場等を設けること。</li><li>c 防災上の観点から次の点に留意すること。<ul style="list-style-type: none"><li>(a) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</li><li>(b) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</li><li>(c) 屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</li><li>(d) 油その他引火性の強いものを置かないこと。</li><li>(e) 屋上の周囲には、金網を設けるものとし、その構造は上部をわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。</li></ul></li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(f) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

(g) 消防機関との連絡を密にし、消防計画等について指導を受けること。

### (イ) 屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合の基本方針

同一敷地内に屋外遊戯場の設置が困難な場合は、保育所等付近の公園等を屋外遊戯場に代えることができます。ただし、この場合は、次の各号に掲げる要件を満たすこととします。

a 当該公園等について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する面積があり、屋外活動にあたって安全が確保され、かつ、その移動にあたっても児童の安全が確保されていること。また、幼児のトイレの使用にも配慮すること。(保育所等から乳幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあることが望ましい。)

b 当該公園等については、設置者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はないが、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等であり、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められること。

c 当該公園等とは別に、プール遊び等ができる場所を確保すること。

### (3) その他設備の設置

上記に定める設備のほか、事務室、調乳室、沐浴室、保育士休憩室、相談室等についても併せて設置するよう努めてください。

## 4 その他整備計画に関する要件

### (1) 近隣住民等への説明及び配慮等

施設の整備にあたっては、主に次のとおり近隣住民等に配慮してください。

ア 本事業への応募にあたっては、あらかじめ近隣住民等（地元自治会町内会、保育所・川崎認定保育園、幼稚園等を含む）に対し、当該応募についての説明を十分にを行い、理解を得るよう努めること。

イ 施設の設計・計画にあたっては、騒音対策、調理室からの臭気対策、園舎及び園庭の配置、日影、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵及び植栽、デザイン等、近隣の居住環境に十分配慮して計画すること。

ウ 選定後の施設整備にあたっては、近隣住民等に対し、整備計画や運営等について適宜説明や調整を行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意を持って対応すること。

エ 工事施工にあたっては、近隣住民等に対し、工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど近隣・地域への影響に十分配慮すること。

オ その他、市の指導等に従い、適宜配慮を行うこと。

## (2) 施設設計における配慮等

施設の設計等に当たっては、建物や設備に関する要件のほか、次の事項について配慮してください。

- ア 各室の配置や児童及び職員の動線等の保育環境に配慮した仕様等にする事。
- イ 地域の保育需要に合わせた年齢別定員構成や、超過受入に対応可能な保育室等の面積確保に努める事。
- ウ 保護者の保育所等への送迎に配慮し、駐輪スペース及びベビーカースペースを確保する事。
- エ 食材搬出搬入用の駐車スペース（1台程度）を確保するよう努める事。
- オ その他構造・設備等について、落下及び転落に対する防止、指はさみ防止、転倒防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止など、保育環境を整備する事。

## (3) 工事施工業者等

当該施設整備工事等に関する工事施工業者等の選定、入札、契約等に当たっては、次の事項を遵守してください。なお、当該事項について遵守していない場合は、当該補助金の全て又は一部を支払えない場合がありますので、御注意ください。

- ア 市内業者等の健全育成及び市内経済の活性化を図るため、施設改修工事の施工及び備品購入等の際は、市内業者（登記簿上の本店所在地が川崎市内の業者）又は準市内業者（川崎市内に事務所等がある業者）を活用する事。また、工事請負や備品購入等の契約に当たっては、関係法令や通知を遵守する事。
- イ 当該工事は補助対象事業であることから、入札や契約に当たっては、法人と特別な関係にある者を排除するとともに、公益性や公平性を損なうことのないよう、特段の配慮をもって臨む事。

## 5 整備費及び補助金

### (1) 整備費について

法人においては、施設の整備に当たって、次のとおり整備費に関する負担が必要となりますので、資金計画等の策定等に当たってはくれぐれも御注意ください。

- ア 設置・運営法人は、川崎市の整備費等補助金のほか、適用可能な公的補助等を受け、無理のない資金計画により整備事業を実施する事。また、施設・設備等の整備費用の一部を負担する事。
- イ 適用可能な公的補助協議及び資金借入れなど、保育所等の新設に係る諸手続きは法人が行う事。
- ウ 本事業の施設整備による借入金の返済については、川崎市民間保育所施設整備借入金返済費助成要綱における助成の対象とはならない事。
- エ 本事業は国庫補助を活用した事業であることから、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告する事。また、市長に報告があった場合は、必要に応じて当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付する事。

## **(2) 補助金について**

整備費等補助金基準額については、「川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱」及び「川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱」に基づき、別途定めることとします。主な内容は次頁のとおりです。



## ア 民間認可保育所

民間認可保育所の整備期間中における本市の補助金は、次のとおりです。

<b>【民間認可保育所】</b>	
<b>補助対象経費</b>	<p><b>1 施設整備費（改修費、設計監理費、設計費、備品費等）</b>            ※ただし、本体工事費（躯体工事費）、用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外です。            ※契約日及び業務期間が施設整備年度中（平成 31(2019)年 4 月 1 日以降）の施設整備費に限ります。</p> <p><b>2 施設改修期間の賃借料</b>            ※ただし、園庭については、園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であり、認可基準を満たすものが対象となります。<u>認可基準を満たさない園庭は対象外です。</u></p>
<b>関係法令の遵守</b>	<p>保育所の構造及び設備については、関係法令を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 56 号）</li> <li>● 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</li> <li>● 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）</li> <li>● 川崎市建築基準条例（昭和 35 年条例第 20 号）</li> <li>● 川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年条例第 36 号）</li> <li>● 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）</li> <li>● その他の関係法令</li> </ul> <p>※既存の建物を改修して床面積 100 m<sup>2</sup>以上の保育所を設ける場合は、児童福祉法とは別に、建築基準法第 87 条に基づく用途変更の届出が必要となります。</p> <p>※新耐震基準を満たし耐震上問題がないことを原則とし、昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築確認申請を受けた建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものであることが必要です。</p> <p>※施設整備にあたり、「施設整備等の条件」に定める市内業者等の活用等について遵守していない場合は、当該補助金の全て又は一部を支払わない場合があります。</p>
<b>補助金の金額</b>	<p><b>1 施設整備費補助</b>  <b>【定員 60 人以上】</b>            ・対象経費の 4 分の 3 を補助する。            補助金上限額：5,400 万円（対象経費上限額 7,200 万円 × 3 / 4）</p> <p><b>【定員 30 人以上 60 人未満】</b>            ・対象経費の 4 分の 3 を補助する。            補助金上限額：2,700 万円（対象経費上限額 3,600 万円 × 3 / 4）</p> <p><b>2 施設改修期間賃借料補助</b>  <b>【定員 60 人以上】</b>            ・開設前の改修期間（最大 6 か月）の賃借料を補助する。            補助金上限額：月額 1 m<sup>2</sup>あたり 1,300 円（基準面積を上限とする。）</p> <p><b>【定員 30 人以上 60 人未満】</b>            ・開設前の改修期間（最大 4 か月）の賃借料を補助する。            補助金上限額：451,500 円（上限月額）</p>
<b>期限</b>	平成 32 (2020) 年 3 月中に工事及び備品購入を完了してください。
<b>手続</b>	設置・運営法人として決定した際に、申請書等を配布します。

## イ 小規模保育事業所【※要相談】

小規模保育事業所の整備期間中における本市の補助金は、次のとおりです。

小規模保育事業所	
<b>補助対象経費</b>	<p><b>施設整備費</b>  <b>(改修費、設計監理費、設計費、備品費、施設改修期間中賃借料等)</b></p> <p>※ただし、本体工事費（躯体工事費）、用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外です。</p> <p>※補助対象となる賃借料の賃借期間は最大4か月です。</p> <p>※園庭の賃借料補助については、園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であり、認可基準を満たすものが対象となります。また、認可基準を満たさない園庭は対象外です。</p> <p>※契約日及び業務期間が施設整備年度中（平成 31(2019)年 4 月 1 日以降）の施設整備費に限ります。</p>
<b>関係法令の遵守</b>	<p>小規模保育事業所の構造及び設備については、関係法令を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 26 年条例第 35 号）</li> <li>● 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</li> <li>● 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）</li> <li>● 川崎市建築基準条例（昭和 35 年条例第 20 号）</li> <li>● 川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年条例第 36 号）</li> <li>● 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）</li> <li>● その他の関係法令</li> </ul> <p>※既存の建物を改修して床面積 100 m<sup>2</sup>以上の小規模保育事業所を設ける場合は、児童福祉法とは別に、建築基準法第 87 条に基づく用途変更の届出が必要となります。</p> <p>※新耐震基準を満たし耐震上問題がないことを原則とし、昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築確認申請を受けた建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのものであることが必要です。</p> <p>※施設整備にあたり、「施設整備等の条件」に定める市内業者等の活用等について遵守していない場合は、当該補助金の全て又は一部を支払わない場合があります。</p>
<b>補助金</b>	<p><b>施設整備費補助</b>  <b>【定員 15 人以上 19 人以下の場合】</b></p> <p>・対象経費の 4 分の 3 を補助する。          補助金上限額：2,400 万円（対象経費上限額 3,200 万円 × 3 / 4）</p>
<b>期限</b>	平成 32 (2020) 年 3 月中に工事及び備品購入を完了してください。
<b>手続</b>	整備事業者として決定した際に、申請書等を配布します。

## Ⅲ 運営の条件

本事業への応募にあたっては、保育所等の運営に関する次の条件を必ず満たさなければなりません。なお、小規模保育事業所に関する条件等についても記載していますが、今回の募集では要相談案件となりますので、御注意ください。

### 1 保育所等の運営体制

応募法人は、保育の運営にあたり、特に次の事項を遵守の上、保育所等の体制を整備してください。

#### (1) 保育の運営に関する基本方針

保育の運営に先立ち、運営法人は次の事項について遵守してください。

ア 運営法人に選定された法人が直接管理し運営すること。

イ 平成32(2020)年3月31日までに、支障なく運営が開始できるよう、運転資金・人材をはじめ、必要な準備を行うこと。

ウ 次の関係法令等に基づき運営を行うとともに、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に沿った保育内容の充実に努めること。特に、法人代表者及び施設長予定者は、これらの内容を熟知した上で保育運営に臨むこと。

募集区分	関係条例等
民間認可 保育所	① 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 ② 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 ③ 川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 ④ その他関係法令等
小規模保育 事業所	① 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 ② 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 ③ 川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱 ④ その他関係法令等

#### (2) 保護者との連絡

法人は、保護者との意思疎通を図り、質問・要望等には責任を持って対応してください。また、苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置してください。

#### (3) 第三者評価等

法人は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け（原則、開所後概ね3年目）、その情報を公開してください。

#### (4) その他の事項

法人は、上記の事項のほか、次の事項について遵守してください。

- ア 宗教・国籍等の多様性に十分な配慮を行うこと。
- イ 児童福祉関係機関との連携・協力を努めること。
- ウ 保育内容等情報の開示に努めること。
- エ 保育所等の敷地内では、政治・宗教に係る活動等、本来の保育に関係のない行為を行わないこと。
- オ 保護者に費用を求める場合（保育料を除く。）は、必要以上の負担を求めないこととし、事前に市と協議すること。
- カ 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- キ 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに川崎市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- ク 緊急時・災害時の対応について、事前に川崎市及び保護者に明確にすること。
- ケ 運営内容の検討にあたっては、近隣住民や地元町会等に配慮すること。
- コ 本市の待機児童解消対策に協力すること。
- サ その他、本市と締結する各契約事項については、誠実に履行すること。

## 2 保育の運営

応募法人は、特に次の事項を遵守の上、保育の運営及び提供を行ってください。

### (1) 開所日・開所時間

開所日及び開所時間は、次のとおりとしてください。

#### ア 開所日

開所日は、月曜日から土曜日までとし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日）は、原則として休所日とする（※ただし、当該日を開所日とすることも可能）。

#### イ 開所時間

開所時間は、午前7時から午後8時までの13時間とし、そのうち保育標準時間及び延長保育時間は次のA又はBのいずれかとする。

	保育標準時間	延長保育時間
A	午前7時から午後6時まで	午後6時から午後8時まで
B	午前7時30分から午後6時30分まで	午前7時から午前7時30分まで及び 午後6時30分から午後8時まで

※開所時間中は、常時2名以上の保育士を配置してください。

## (2) 定員数

定員数は、募集区分に応じて次のとおりとしてください。

募集区分	定員数
民間認可保育所	30人以上(10人単位)とする。
小規模保育事業所	15人以上19人以下とする(※ただし、国の制度の弾力化により、22人まで超過受入れを可とする。)

### 【参考】クラス年齢別定員の参考例

#### 1 民間認可保育所

##### 例1 (定員30人【0歳児あり】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
5	5	5	5	5	5

##### 例2 (定員30人【0歳児なし】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	6	6	6	6	6

##### 例3 (定員60人【0歳児あり】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6	8	10	12	12	12

##### 例4 (定員60人【0歳児なし】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	8	10	14	14	14

##### 例5 (定員90人【0歳児あり】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6	12	14	18	20	20

##### 例6 (定員90人【0歳児なし】の場合)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0	12	18	20	20	20

※例1～例6の職員配置については、19ページ【参考】職員配置の参考例を御確認ください。

#### 2 小規模保育事業所

##### 例 (定員19人の場合)

0歳児	1歳児	2歳児
6	6	7

※例の職員配置については、22ページ【参考】職員配置の参考例を御確認ください。

## (3) 保育事業

応募法人は、通常保育を実施するほか、次の保育事業を行ってください。

### 【延長保育事業】

#### ア 対象児童

日中から保育されている児童で、保護者の申請に基づき施設長が保育時間の延長を必要と認める児童とすること。

#### イ 職員配置

延長保育の利用児童数に応じて、必要な保育士を2人以上配置すること。

## ウ 補食

保育標準時間後の対象児童には補食を提供すること。また、19時以降に降所する児童に対しては、必要に応じて配慮を行うこと。

## エ 延長保育料

施設が徴収し、事業経費に充当すること。

### (4) 給食の提供

法人は、次の事項に十分注意して給食を提供してください。

- ア 主食を含め、めん類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- イ 園児の健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行うこと。
- ウ 「食育基本法」(平成17年法律第63号)や「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
- エ 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。
- オ 食材は、安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

### (5) 連携施設

法人は、当該施設の設置運営にあたり、募集区分に応じて、次の事項について配慮してください。ただし、連携施設等の設定については、運営法人選定後に本市が役割も含め別途調整を行うこととします。

募集区分	配慮事項
民間認可保育所	本市が市内の小規模保育事業所の連携施設として協力を要請したときは、これに極力協力すること。
小規模保育事業所	I 募集内容(2)小規模保育事業所の(ア)～(ウ)のいずれかを満たす法人の場合のみ、その旨を事業計画書(第3号様式)に記入すること。 (ただし、応募段階では連携施設との協定締結等を行わないこと。)

#### 【参考】想定される連携施設の役割

- ① 保育内容について支援すること。  
(例：給食に関する支援、園庭開放、合同保育、合同健診、後方支援、行事への参加等)
- ② 小規模保育事業所を卒園後、引き続き児童を受け入れて教育または保育を提供すること。

### (6) 地域の子育て支援

法人は、地域に開かれた社会資源として、地域の子育て家庭のため、保育相談、育児講座、情報提供、入所児童との交流等、保育所等に有する専門的機能の積極的な活用に努めてください。

## (7) その他の留意事項

社会福祉法人以外の場合、次のア、イのいずれにも該当するか、ウに該当する必要があるか。

ア 施設長については、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は当該保育所の経営担当役員者（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）に社会福祉事業について、知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について、知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう）を設置すること。

ウ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含むこと。

## 3 職員配置に関する要件

職員配置については、次の基準を遵守してください。なお、国の動向に合わせ、条例等の改正を行う場合がありますので、御注意ください。

### (1) 民間認可保育所

通常保育における職員配置は、次の事項を参考に、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」等に基づいて行ってください。

#### ア 施設長 1人

施設長が健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者（児童福祉事業等に2年以上従事した者（※経験年数は平成32（2020）年4月1日時点で計算すること。）、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）1人を配置してください。ただし、定員が60人未満の保育所にあつては、当該施設長は併せて保育士資格を有する者でなければなりません。また、その者は、形式的ではなく実際に当該保育所の運営管理業務に専従し、他の用務を行なわないこととします。

#### イ 保育士（有資格者）

保育所の管理・運営に当たり、次の配置基準を満たす常勤職員を配置してください。なお、当分の間、職員配置に係る特例として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭についても、年齢別配置基準保育士（ただし、看護師等換算と合わせて、保育士数の1/3（端数切捨）まで）やその他国基準等保育士として見なすことができることとします。

常勤保育士の配置基準		算出方法
0歳児 (ア)	児童3人につき1人	(年齢別受入れ数に応じた保育士数の算出方法) $\frac{(ア \times 20) + (イ \times 10) + (ウ \times 3) + (エ \times 2)}{60} = \text{A}$ ※Aは、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、小数点以下を切り上げたものとします。
1・2歳児 (イ)	児童6人につき1人	
3歳児 (ウ)	児童20人につき1人	
4歳以上児 (エ)	児童30人につき1人	
その他国基準等により配置を要する保育士	1～3人 B	①利用定員90人以下の施設につき1人 ②保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人 ③主任保育士を主任業務に専任化させるための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける施設につき1人
市加配休憩休息保育士	Aの保育士数に対し、4人に1人加算	$A \div 4 = C$ ※Cは、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、小数点以下を切り上げたものとする。
市加配年休代替保育士	1施設に1人加算 D	
保育士数	A+B+C+D	

#### 【参考】職員配置の参考例

##### 例1 定員30名【0歳児あり】の保育所の場合 $A+B+C+D=9$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 4人  

$$\frac{(0 \times 20) + (12 \times 10) + (6 \times 3) + (12 \times 2)}{60} = 3.9 \text{人} \Rightarrow 4 \text{人}$$

B 国基準保育士 3人 C 休憩休息保育士  $4 \div 4 = 1.0 \text{人} \Rightarrow 1 \text{人}$  D 年休代替保育士 1人  
 ※定員参考内訳) 0歳児:5人, 1歳児:5人, 2歳児:5人, 3歳児:5人, 4歳児:5人, 5歳児:5人

##### 例2 定員30名【0歳児なし】の保育所の場合 $A+B+C+D=7$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 3人  

$$\frac{(0 \times 20) + (12 \times 10) + (6 \times 3) + (12 \times 2)}{60} = 2.7 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$$

B 国基準保育士 2人 C 休憩休息保育士  $3 \div 4 = 0.75 \text{人} \Rightarrow 1 \text{人}$  D 年休代替保育士 1人  
 ※定員参考内訳) 0歳児:0人, 1歳児:6人, 2歳児:6人, 3歳児:6人, 4歳児:6人, 5歳児:6人

##### 例3 定員60名【0歳児あり】の保育所の場合 $A+B+C+D=13$ 人

A 年齢別児童数に応じた保育士数 7人  

$$\frac{(6 \times 20) + (18 \times 10) + (12 \times 3) + (24 \times 2)}{60} = 6.4 \text{人} \Rightarrow 7 \text{人}$$

B 国基準保育士 3人 C 休憩休息保育士  $7 \div 4 = 1.75 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$  D 年休代替保育士 1人  
 ※定員参考内訳) 0歳児:6人, 1歳児:8人, 2歳児:10人, 3歳児:12人, 4歳児:12人, 5歳児:12人



**例4 定員60名【0歳児なし】の保育所の場合**  $A+B+C+D=10$ 人

**A** 年齢別児童数に応じた保育士数 5人  

$$\frac{(6 \times 20) + (18 \times 10) + (12 \times 3) + (24 \times 2)}{60} = 4.6 \text{人} \Rightarrow 5 \text{人}$$

**B** 国基準保育士 2人 **C** 休憩休息保育士  $5 \div 4 = 1.25 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$  **D** 年休代替保育士 1人  
 ※定員参考内訳) 0歳児:0人, 1歳児:8人, 2歳児:10人, 3歳児:14人, 4歳児:14人, 5歳児:14人

**例5 定員90名【0歳児あり】の保育所の場合**  $A+B+C+D=16$ 人

**A** 年齢別児童数に応じた保育士数 9人  

$$\frac{(6 \times 20) + (26 \times 10) + (18 \times 3) + (40 \times 2)}{60} = 8.6 \text{人} \Rightarrow 9 \text{人}$$

**B** 国基準保育士 3人 **C** 休憩休息保育士  $9 \div 4 = 2.25 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$  **D** 年休代替保育士 1人  
 ※定員参考内訳) 0歳児:6人, 1歳児:12人, 2歳児:14人, 3歳児:18人, 4歳児:20人, 5歳児:20人

**例6 定員90名【0歳児なし】の保育所の場合**  $A+B+C+D=13$ 人

**A** 年齢別児童数に応じた保育士数 8人  

$$\frac{(6 \times 20) + (26 \times 10) + (18 \times 3) + (40 \times 2)}{60} = 7.3 \text{人} \Rightarrow 8 \text{人}$$

**B** 国基準保育士 2人 **C** 休憩休息保育士  $8 \div 4 = 2.0 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$  **D** 年休代替保育士 1人  
 ※定員参考内訳) 0歳児:0人, 1歳児:12人, 2歳児:18人, 3歳児:20人, 4歳児:20人, 5歳児:20人

※例1～例6の定員参考内訳は、16ページ【参考】クラス年齢別定員の参考例と同じ内訳です。

**ウ 保健師、又は看護師（准看護師も可）**

保健師、又は看護師（准看護師も可）については、保育の充実を図るために原則1人配置してください。なお、常勤職員を配置する場合は、4人以上の0歳児を受け入れる保育所においては年齢別配置基準保育士として、それ以外の保育所においてはその他国基準等配置保育士として、18ページ「イ」の保育士定数に1人まで換算することができるものとします。

**エ 調理員**

定員に応じて次のとおり常勤職員を配置してください。ただし、下記調理員の配置人数のうち保育の充実を図るために栄養士を1人配置してください。また、調理業務の全部委託を行う場合にあっては、委託内容として、本基準を下回らないようにしてください。

定員数	調理員の配置人数
40人以下	1人
41人～60人	2人
61人～150人	3人
151人～239人	4人
240人～	5人

## オ 嘱託医

嘱託医を配置してください。なお、人選については、川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼の上、行うこととします。

## カ その他配置に関する事項

- (ア) 上記のほか、児童の処遇向上のため、必要に応じて、常勤職員又は非常勤職員を配置してください。
- (イ) 配置した職員については、積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めてください。
- (ウ) 施設の安定的な保育運営を図るため、次の事項について配慮してください。
  - a 他の保育所等施設において施設長に就任した者又は保育に従事した保育士で、その就任又は従事開始から間もない者を、当該応募における保育所の施設長又は保育士に配置しないよう努めること。
  - b 当該応募の保育所を開設した場合は、当該施設に勤務する施設長又は保育士について、開所から短期間のうちに、法人が運営する他の保育園等へ異動しないこと。

## (2) 小規模保育事業所【必要相談。ただし、小規模保育事業A型に限る。】

通常保育における職員配置は、次の事項を参考に、「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱」等に基づいて行ってください。

### ア 管理者 1人

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論と実際の訓練を受けた者（児童福祉事業等に2年以上従事した者（※経歴年数は平成32（2020）年4月1日時点で計算すること。）、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）1人を配置してください。なお、管理者は保育士資格を有する者でなければなりません。また、その者は、形式的ではなく実際に当該保育所の運営管理業務に専従し、他の用務を行なわないこととします。

### イ 保育士（有資格者）【小規模保育事業A型に該当】

小規模保育事業所の管理・運営に当たり、次の配置基準を満たす常勤職員を配置してください。

なお、当分の間、職員配置に係る特例として、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭についても、年齢別配置基準保育士（ただし、看護師等換算と合わせて、保育士数の1/3（端数切捨）まで）や市加配保育士として見なすことができることとします。

**【参考】職員配置の参考例**

**例 定員19名の小規模保育事業A型の場合**  $A+B+C+D=6$ 人

**A** 0歳児保育士  $6 \div 3 = 2.0$ 人      **B** 1・2歳児保育士  $13 \div 6 \approx 2.2$ 人

**C** 小規模加算 1人      **D** 市加配保育士 1人

**E** =  $A+B+C+D$  = 6人 (小数点第1位以下四捨五入)

**<小規模保育事業A型の場合> 保育士有資格者数 : 6人**

※定員内訳) 0歳:6名, 1歳:6名, 2歳:7名

※例の定員参考内訳は、16ページ【参考】クラス年齢別定員の参考例と同じ内訳です。

**ウ 保健師、又は看護師（准看護師も可）**

保健師、又は看護師（准看護師も可）については、保育の充実を図るために原則1人配置してください。なお、常勤職員を配置する場合は、当該看護師等1人を保育士定数に含めることができますものとしてします。

**エ 調理員 1人以上**

調理員を1人以上配置してください。また、保育の充実を図るために栄養士を1人配置してください。なお、調理業務の全部委託を行う場合にあっては、委託内容として、本基準を下回らないようにしてください。また、外部搬入する際の施設は、連携施設、当該法人と同一または関連法人が運営する小規模保育事業所、事業所内保育所、社会福祉施設、医療機関としてください。

常勤保育士の配置基準		算出方法
0歳児	児童3人につき1人 <b>A</b>	<b>A</b> は、小数点第1位（小数点2位以下切り捨て）まで求めるものとします。
1・2歳児	児童6人につき1人 <b>B</b>	<b>B</b> は、小数点第1位（小数点2位以下切り捨て）まで求めるものとします。
小規模加算	1施設に1人加算 <b>C</b>	
市加配保育士	1施設に1人加算 <b>D</b>	
保育士数 <b>E</b>	$A+B+C+D$	<b>E</b> は、小数点第1位以下四捨五入とします。

**オ 嘱託医**

嘱託医を配置してください。ただし、人選については、川崎市から川崎市医師会に推薦を依頼の上、原則として、連携施設の嘱託医と同一の医師に委嘱することとします。また、その際は、連携施設との間で協定書（契約書、覚書等）を締結してください。

**カ その他配置に関する事項**

(ア) 上記のほか、児童の処遇向上のため、必要に応じて、常勤職員又は非常勤職員を配置してください。

- (イ) 配置した職員については、積極的に研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めてください。
- (ウ) 施設の安定的な保育運営を図るため、次の事項について配慮してください。
- a 他の保育所等施設において施設長に就任した者又は保育に従事した保育士で、その就任又は従事開始から間もない者を、当該応募における小規模保育事業所の施設長又は保育士に配置しないよう努めること。
  - b 当該応募の小規模保育事業所を開設した場合は、当該施設に勤務する施設長又は保育士について、開所から短期間のうちに、法人が運営する他の保育園等へ異動しないこと。

## IV 応募から選定について

### 1 募集スケジュール

応募から選定までの主なスケジュールは次のとおりです。ただし、法人の決定については、審査の状況等により日程が変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

日 程	内 容
平成31(2019)年4月1日(月)	運営法人募集開始
平成31(2019)年4月26日(金)	事前相談締切
平成31(2019)年5月10日(金)	意向表明締切(応募書類事前提出締切)
平成31(2019)年5月23日(木)	応募書類最終提出締切
平成31(2019)年5月下旬～6月下旬	応募法人運営園視察・ヒアリング
平成31(2019)年7月上旬頃	法人審査
平成31(2019)年7月中旬頃	法人決定

### 2 事前相談手続

応募にあたっては、あらかじめ次の事前相談手続を行ってください。なお、当該手続を行っていない場合、応募申請を受け付けない場合がありますので御注意ください。

#### (1) 受付場所等(※要電話予約)

住 所：川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階  
川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課

電話番号：044-200-3473

受付時間：平日の午前8時30分～午前11時30分  
午後1時～午後4時45分

#### (2) 受付期間

平成31(2019)年4月26日(金)まで

#### (3) 事前相談における必要事項

##### ア 事前相談前の確認事項

応募にあたっては、整備予定物件が次の全ての事項を満たす必要があります。事前相談を行う前に、あらかじめ確認をお願いします。

(ア) 整備予定の保育所等建物が、建築基準法、消防法、川崎市建築基準条例、川崎市福祉のまちづくり条例、食品衛生法、その他関係法令を遵守していること。

(イ) 認可保育所については「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、小規模保育事業所については「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運

営の基準等に関する条例」を、それぞれ遵守していること。

- (ウ) 既存建物を改修して保育所等を整備する場合は、当該建物の建築確認済証及び検査済証の交付がされていること。また、新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと（※昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済みのもの。）。
- (エ) 整備予定地の周囲70メートル以内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う営業所が所在しないこと（ただし、当該営業所が商業地域に所在する場合は、整備予定地の周囲30メートル以内に所在しないこと。）。また、整備予定地の敷地の周囲200メートル以内に、同法同条第5項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業を行う営業所等が存在しないこと。
- (オ) その他、整備予定地が本市の地区計画等の用途制限に該当しないこと。

## イ 事前相談時の必要書類

事前相談にお越しの際は、次の書類を御持参の上、御提出ください。

- (ア) 整備予定地の敷地面積及び用途地域（建ぺい率や容積率）のわかるもの、案内図（駅からの距離、付近の公園等を含む）、施設の配置図及び各階平面図
- (イ) 既存建物を改修して保育所等を整備する場合は、建築確認済証及び検査済証の写し（ただし、検査済証がない場合は、検査済証付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」も可とします。）

## (4) 注意事項

- ア 本市における整備指定地域は、当該地域における今後の保育需要を保証するものではありません。整備予定地周辺における保育需要の見込みについては、応募法人の責任で御判断ください。
- イ 整備指定地域で保育所等を整備した場合であっても、設定された定員数までの児童の入所を保証するものではありません。あらかじめ御了承ください。

## 3 応募手続

事前相談が終わりましたら、指定の応募書類を作成の上、期日（※事前提出締切日）までに御提出をお願いします。また提出後、本市の確認が終わりましたら、指定の部数を期日（※最終提出締切日）までに御提出ください。なお、当該応募では、事前提出締切日をもって、応募の意向表明の締切とします。事前提出締切日までに書類提出がない場合は、原則として最終提出は受け付けませんので御注意ください。

### (1) 受付場所等（※要電話予約）

住 所：川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎14階  
川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課

電話番号：044-200-3473

受付時間：平日の午前8時30分～午前11時30分

午後1時～午後4時45分

## (2) 受付期間

事前提出締切：平成31(2019)年5月10日(金)まで(※意向表明締切日)

最終提出締切：平成31(2019)年5月23日(木)まで

## (3) 申込時に提出する書類等

ア 事前提出締切日(意向表明締切日)まで

事前相談終了後、29ページ【申込書類提出一覧】に定める書類を作成の上、事前提出締切日までに、2部(本市提出用及び応募法人控え)御持参ください。

イ 最終提出締切日まで

上記の事前提出書類について本市の確認が終わりましたら、正本1部と写し(コピー)15部を御提出ください。

## (4) 提出書類の規格及び提出方法について

ア 証明書類の原本、図面及び参考資料を除き、提出書類はA4版(両面印刷可)で作成の上、A4ファイルに綴じてください。

イ 提出書類にはインデックスを貼付し、インデックスごとに1ページからページ番号を付番してください。

ウ 提出にあたっては、上記の受付場所まで書類を御持参ください(※郵送による提出は不可)。なお、持参にあたっては、必ず事前連絡の上お越してください。

## (5) 注意事項

ア 応募資料最終提出後も、必要に応じて別途資料の追加提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

イ 提出された応募書類の内容の変更は原則認めません。応募にあたっては、予め十分な計画策定と事前調整をお願いします。

ウ 提出された応募書類については、川崎市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により、公開する場合があります(ただし、非開示情報を除く。)

エ 提出された応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

## 4 審査手続

### (1) 運営施設の視察

応募法人が現在運営している既存施設(保育所等)について、市が視察を行います。当日は、施設内及び関係資料の確認やヒアリングを行いますので、施設長や法人担当者の立会をお願いします(※日時については、別途指定します。)

## (2) ヒアリング

本市において、事業提案内容のヒアリングを行います。当日は、応募法人から事業提案説明を行っていただき、事業計画や財務状況について確認します（※日時や場所については、別途指定します。）。

## (3) 事業提案説明

(1) 及び(2)を踏まえ、「川崎市附属機関設置条例」に基づき設置する「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」が、市長が別に定める選考基準に基づき審査を行います。選定委員会では、応募法人から事業提案説明を行っていただきます。当日は、事業計画や財務状況等について再確認しますので、当該整備責任者、施設長予定者、法人の財務に精通する者（顧問税理士等）などの御出席をお願いします（※日時や場所については、別途指定します。）。

なお、選定委員会における主な評価項目については次のとおりです。

区分	主な評価項目
団体の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育所の管理運営を行うに適した理念等の有無</li><li>・ 財政基盤の安定性</li><li>・ 保育所の管理運営を行うに十分な実績の有無</li><li>・ 諸規程の適正整備</li><li>・ 事業のサービス内容や利用条件等の外部発信 等</li></ul>
保育所の運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育所の運営方針・保育目標</li><li>・ 職員の保育技術・知識の習得や資質向上のための研修計画等</li><li>・ 児童の健康管理</li><li>・ 児童の状態に合わせた給食の対応</li><li>・ 障害児保育</li><li>・ 保育環境（衛生面・安全面）の取組</li><li>・ 虐待の防止及び早期発見</li><li>・ 危機管理に対する体制</li><li>・ 保護者との連携</li><li>・ 要望・苦情に対する対応の体制 等</li></ul>
職員の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設長予定者又は管理者予定者の適格性</li><li>・ 職員確保に向けた方法及び適正な勤務体制</li><li>・ 職員の継続的な雇用策 等</li></ul>
地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の子育て支援に対する考え方</li><li>・ 地域及び関係機関との連携 等</li></ul>
保育施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 整備予定地</li><li>・ 周辺環境（利便性・安全性等）</li><li>・ 保育室等の面積や保育環境</li><li>・ 屋外保育の考え方や専用園庭の有無</li><li>・ 当該施設の整備に係る資金計画及び施設運営の収支予算の適正管理 等</li></ul>



#### (4) 注意事項

- ア 選考にあたっては、施設長予定者の適格性を含めて選考を行いますので、申請書提出後に施設長を変更することは原則認められません。 応募申請にあたっては、配置が確実な施設長予定者の選出をお願いします。
- イ 適正な審査を行う観点から、応募法人においては、設置・運営法人の審査に係る「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の委員に対して、本件に関連する接触を固く禁じます。なお、接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- ウ 保育所等整備の応募及び審査にあたっては、当該施設の土地・建物等の貸主の了解を得ていることが前提となっています。貸主と法人間の賃貸借契約に係る不調等は、その後の審査手続や選定結果に支障をきたしますので、あらかじめ同意書や覚書を締結するなど、万全の調整をお願いします。
- エ ヒアリング及び事業提案説明は、審査を行う上で非常に重要なものとなっています。応募書類の内容や質問に対する説明不足がないようにしてください。

### 5 選定結果等

選定委員会の審査結果を参考に、市長が設置・運営法人を選定します。

#### (1) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、平成31(2019)年7月中旬以降に書面をもって通知します。また、選定された法人については、法人名、整備予定地及び定員数を本市インターネットホームページ等で公表します。

#### (2) 覚書の締結

選定された法人については、保育所等の整備・運営について、本市と覚書を締結していただきます。

#### (3) 注意事項

- ア 応募法人における当該申請に係る費用や関係者との調整は、全て法人の負担と責任に基づくものとします。あらかじめ御了承ください。
- イ 施設長、間取図、その他申請事項を変更する場合は、事業の決定を取り消す場合がありますので御注意ください。

## 【申込書類提出一覧】

### ※注意事項

- 第1号～第4号様式は認可保育所・小規模保育事業所共に「社会福祉法人」用と「社会福祉法人以外」用がありますので、注意してください。
- 第1号～第4号様式及び別紙様式1～7は川崎市ホームページからダウンロードして下さい。

### 1 「民間事業者活用型保育所」/「小規模保育事業所」整備事業申込書（第1号様式）

#### 2 法人等調書（第2号様式）

##### [添付資料]

- 代表者の履歴書及び役員名簿  
（役職名・年齢・就任年月日・主な就労先等の記載のあるもの）
- 履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）
- 法人の印鑑登録証明書
- 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類  
（施設経営理念や事業概要、組織図、施設整備実績、パンフレット等）
- 定款その他の規約類（就業規則、給与規程、経理規程等）  
（原則、行政機関の受付印等のあるもの）
- 現在運営する保育所の概要（別紙様式1）
- 現在運営する認可保育所の一覧表（別紙様式2）

#### 3 事業計画書（第3号様式）

##### [添付資料]

- 平成31年度の研修スケジュール（最新のもの）
- 直近の給食献立表
- 安全・衛生マニュアル、虐待防止マニュアル、危機管理マニュアル
- 施設長（管理者）予定者の履歴書
- 整備予定の施設の配置図及び平面図（簡略なものでも可）
- 職員の勤務体制表（別紙様式3）

#### 4 法人等自己資金申告書（第4号様式）

##### [添付資料]

- 整備事業費・運営財産・賃借料等の財源保有に関する書類  
（通帳の写し又は残高証明書を添付。ただし、添付書類が残高証明書のみの場合  
は、別途通帳の写しの添付を依頼する場合あり。）

#### 5 暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書（別紙様式4）

#### 6 コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（別紙様式5）

#### 7 財務関係書類

申込書類提出一覧の別表参照

応募する施設の収支予算書（別紙様式6）

債務状況等自己申告書（別紙様式7）